

令和7年度第1回とくしまこども未来会議

- 1 開催日時 令和8年3月19日（木）午後2時～午後4時
- 2 開催場所 徳島県庁10階 大会議室及びオンライン
- 3 議事 (1) 令和6年度KPI進捗状況及びKPIの見直しについて
(2) 令和7年度 主な取組について
(3) 令和8年度当初予算（こども子育て関連予算）について
(4) 徳島県こども計画の評価方法について
(5) 報告事項

4 議事録

事務局：

ただ今から令和7年度第1回とくしまこども未来会議を開催いたします。本日は、委員定数の半数以上の委員の皆様にご出席いただき、開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。それでは開会にあたりまして、こども未来部の原内よりご挨拶申し上げます。

こども未来部長：

委員の皆様には、ご多忙の中、令和7年度第1回とくしまこども未来会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様方には日頃より各分野において、こどもまんなかとくしまの実現に向け最前線で熱心に取り組んでいただいていることに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。本日は、昨年度皆様のご協力のもと策定いたしました徳島県こども計画の進捗状況や本年度の施策の実施状況、また本年度実施予定の事業等についてご説明させていただきたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、本県のこども施策が徳島県のこどもたちや子育て当事者のさらなる幸福の実感につながりますよう、幅広い角度から忌憚のないご意見ご提言を賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：

それでは、ここからの議事の進行につきまして村崎会長をお願いいたします。

会長：

それでは、まずは議事に移りたいと思いますので、議事の1から4までを事務局からご説明いただいた後、議事5の報告事項として各部会の開催状況について各部会長からご報告いただき、その後、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。ご説明の間にも色々な形でご意見があるかと思っておりますので、是非コメントいただければありがたいです。よろしくお願いいたします。では、事務局からご説明よろしくをお願いいたします。

事務局：

それではまず、議事1の令和6年度KPI進捗状況及びKPIの見直しにつきましてご説明させていただきます。

資料の1-1をご覧ください。この計画のKPI進捗状況について、令和6年度の数値を記載させていただいております。計画期間が令和7年度からとなることから、計画期間前の数値とはなりますが、基準値となる令和5年度から概ね順調に推移しております。中でも上から4番目、こどもの居場所箇所数については、最終年度の目標値が180箇所のところ、令和6年度末において192箇所と目標を達成したところでございます。これに伴い、資料1-2に記載させていただいております通り、さらなるこどもの健やかな育ちにつなげるため、令和11年度に240箇所という新たな目標を設定したいと考えております。続きまして議事2の令和7年度の主な取組についてご説明させていただきます。

資料2の1ページ目をご覧ください。まず、阿波っ子未来会議の開催についてですが、こども・若者の意見を施策に反映させるため、中学生から大学生までを対象とした委員を募集し、今

年度初めてとなるこども会議を開催いたしました。こどもたちが感じている県政の課題や必要な施策について議論をいただくとともに、昨年8月には知事を始め県幹部に対し、イベントによる地域活性化や徳島駅前の魅力化など、こどもまんなか徳島の実現に向けた幅広い提案をいただいたところでございます。この提案を具現化する取組といたしまして、来年度、徳島県クレメントプラザ内に開設されたとくのと連携し、こどもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進することとしております。

また、こども若者ポータルサイトの開設につきましては、こども若者が気軽に意見表明を行うための場づくりといたしまして、とくしまこどもステーションを構築したところでございます。こちらは紹介動画を作成しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。（動画視聴）とくしまこどもステーションはこどもたちが描く徳島の未来をイメージしたトップ画面やタイピングゲームの実装など、こどもたちが本サイトにアクセスしたくなるような工夫を盛り込んでおります。また、県からの情報発信やこどもの権利などの紹介に加え、こどもたちからの意見を集めるアンケートフォームや、頂いた意見がどのように反映されているかを紹介するページなど、意見表明から反映状況の確認までをサイト内で完結できるよう作成しております。本サイトは今年4月からの本格運用開始を予定しております。

また、官民連携による結婚支援につきましては、民間事業者のノウハウを活用し、若年層の多様なニーズに対応するため、株式会社ときわと連携協定を締結し、今年1月には結婚式場を会場とした若者向けイベントを共同開催したところでございます。また昨年11月には、にし阿波の花火大会と連携した大規模恋活イベント花火コンを開催し、県内外から約150名に参加いただくなど、多くの出会い・交流の機会を創出したところでございます。

続いて2ページをご覧ください。不妊症・不育症に関する支援の充実につきましては、妊娠出産を希望する方々の経済的負担の軽減を図るため令和6年度から実施しております不妊治療費助成について今年度より助成上限額を拡充するとともに、新たに不育症治療にかかる費用助成制度を創設するなど支援の充実を図っているところでございます。

子育て家庭の経済的負担の軽減につきましては、0歳から2歳の保育料無償化についてこれまで対象を第3子以降としていたところ、昨年9月より第1子からの対象になるよう全国トップレベルの支援制度へと拡充したところでございます。また今年度実施した本事業の効果検証では、経済波及効果として県GDPを約19億円押し上げるとの試算結果が得られたところであり、保育料無償化が子育て家庭への直接的な支援にとどまらず、地域経済の活性化にも一定の効果が認められるものと考えております。

共働き・共育の推進につきましては、共働き世帯が増加する中、男女ともに仕事と子育てが両立でき、協力しながら家事育児を行える環境づくりを促進するとともに、男性の育休取得促進や周りの職員へのフォローなどを実施する県内中小企業への奨励金を今年度創設し、取組の後押しを行っているところでございます。また、企業の管理職や人事担当者を対象としたセミナーを開催するなど、職場の風土改革や意識醸成のための取組も推進しております。

続いて3ページをご覧ください。ひとり親家庭への支援につきましては、ひとり親家庭等の医療費について、親の入院費及び児童の入院、通院費が対象となっていたところ、昨年10月より新たに親の通院費も対象に含めるとともに、児童扶養手当受給者を対象とし、1人当たり2万円の生活支援給付金を支給するなど支援の充実に向けて努めているところでございます。

一時保護施設の整備に向けた取組につきましては、新たな一時保護施設の整備に向け、施設整備に現場の声を反映させるためのワーキンググループを設置するとともに、児童相談所あり方検討委員会を開催し、一時保護施設の整備方針を取りまとめ基本計画を作成したところでございます。ヤングケアラーへの支援につきましては、潜在化しているヤングケアラーを早期に把握し適切な支援につなげるため、関係団体による連絡会議の開催や、当事者が気楽に悩みや経験を共有できる場としてオンラインサロンを開催するとともに、児童生徒の受援力育成と教職員の気づく視点の普及を図るため学校での出前講座を実施するなど、必要な支援につなげられるよう取り組んでおります。

続きまして議事3の令和8年度こども子育て関連予算につきましてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。全てのこどもが笑顔になれる、こどもまんなかとくしまを実現するための取組といたしまして予算を計上しております。対象を認可外保育施設へ拡充する保育料の無償化や、こども誰でも通園制度に関して市町村が支弁した費用の一部を負担する乳児等のための支援給付をはじめとした子育て応援パッケージの他、こどもの社会参画や意見表明、教育の質の向上として全てのこどもが意見表明できる機会を提供するための阿波っ子未来会議等の運営、社会

的養育の推進として新基準に適合した一時保護施設の整備に向けた基本設計、実施設計の策定などを計上しているところであり、令和8年度子ども関連予算総額は276億円で、前年度予算と比較しますと29億9,000万円の増額となっております。

続きまして議事4の徳島県子ども計画の評価方法についてご説明させていただきます。資料4をご覧ください。徳島県子ども計画の推進にあたりましては、本会議においてご意見をいただき点検評価を実施することとしております。本計画の点検評価の具体的な方法につきましては、「(1) 評価の方法」に記載させていただいておりますが、県においてKPIの進捗状況等について取りまとめるとともに、当事者である子ども若者の実感や意見について聴取することとしております。これらを取りまとめとくしま子ども未来会議に報告させていただき、委員の皆様の方よりご意見等をいただくこととさせていただければと考えております。なおスケジュールにつきましては、8月までにKPIや意見等の取りまとめを行い、その後会議を開催させていただければと考えております。事務局からの説明は以上です。

会長：

ありがとうございました。続きまして、それぞれの部会における開催状況や内容等について各部長等からお願いいたします。まずは、児童福祉部会及び児童相談所審査部会長、次に母子寡婦福祉資金審査部会の上地部会長、次に里親審査部会の委員の順によりしくお願いいたします。では、部会長よりしくお願いいたします。

委員：

よろしく申し上げます。それでは、報告資料1をご覧ください。まず、1段目の児童福祉部会ですが、こちらは1回行いましたが、徳島県子ども・子育て支援事業支援計画の変更等、それから保育所等における虐待等に関する報告について審議いたしました。2段目の児童相談所審査部会は3回行いました。児童養護施設への入所措置を取ることについての諮問と、措置された児童等の虐待について及び子ども権利擁護に関わる環境整備について審議いたしました。報告は以上です。

会長：

ありがとうございます。続いて部会長お願いいたします。

委員：

母子寡婦福祉資金の審査部会の開催状況のご報告は、報告資料1のとおりでございます。開催回数は1回となっております。母子父子寡婦福祉資金貸付金の令和7年度の貸付状況のご報告をいただきまして、また3月分の申請についての諮問に対して審査をいたしました。あと、古くからある未収金を今後どうするかということに関しまして、ご報告をいただいて今後の対応方針について意見を交わしたという状況となっております。私からは以上です。

会長：

ありがとうございます。最後に委員、よろしく申し上げます。

委員：

里親審査部会の開催についてご報告をいたします。開催回数は2回で、1回目が9月24日、2回目が3月13日に開催をいたしました。いずれも里親の認定について審議をいたしました。以上でございます。

会長：

ありがとうございました。それでは、これまでの説明を踏まえ、子ども施策に関する令和7年度の県の取組や次年度以降の施策等についてご意見をお願いいたします。まずは事前に事務局の方にご意見をいただいていた方から順にご発言いただき、その後ご意見いただける方は挙手をいただいでご発言をお願いしたいと存じます。なお意見交換は16時までを予定しておりますので、1人2、3分としております。まずは事前に頂いたご意見の方からよろしく申し上げます。最初に委員からよろしく申し上げます。

委員：

どうぞよろしくお願ひいたします。今日は居場所の現場にいる立場から制度の実効性や予防の観点についてお話しさせていただきたいと思っております。

まず、K P Iの資料について、居場所がすぐ近くにあること、そして選択肢があることはとても大切だと感じております。一方で、現場にいると数を増やすこと以上に、質を高めること、そして地域や社会支援、専門機関が連携しながら面で支えることの重要性を強く感じています。そして、私達が居場所を開いてから5年になるんですけども、居場所は立ち上げるより継続する方が遥かに難しいです。体制の整備、資金の獲得、人材育成、ネットワーク連携、そして担い手の思いを守ることがすごく重要だと感じております。支援者が支えられていなければ、そこに来ることもや親を支えることも、必要な支援につなぐこともできません。なので、量や安さの競争ではなく、続く仕組みづくりこそが子どもや親を守る土台になると感じています。

また、制度の実効性について、現場での経験や相談事例を通して申し上げます。こどもが0歳などまだ幼い時期に、家庭環境の変化や仕事、育児、調停などが重なる中で、限られた時間のなか必死に支援を探さなければならない方もいます。探しても、なかなか頼れる制度を見つけることが難しく、平日と土曜日の保育園両方に申し込んだ方がいますが、実際に利用するというよりも、子どもや自分自身の安心安全を確保するためにこの仕組みを利用しました。制度が存在していても、本当に困った時に見つけられて、安心して頼れる状態ではなかったというのが率直な実感です。また、居場所の中で、虐待や離婚など困難な状況の中にある親子が生活を立て直すことはすごく大事なところなんですけれども、経済的にまた時間的な余裕が少ないことから生活を立て直すことは大変大きな負担でもあります。そこで、徳島県内には生活支援施設、ひとり親家庭の日常生活支援制度、ホームフレンド派遣事業など制度はたくさんあると思うんですけども、利用が少ないとの状況を聞いております。だからこそ大切なのは、困ってからではなく困る前から繋がっておくことだと感じております。

今私たちの居場所の中では、妊娠期から関わって気軽に来られる場所を作って信頼関係を築いて、その結果、妊娠期から利用された方の産後の利用率は今100%となっております。妊娠期から関わって悩みが深刻になる前に支援をすることが予防として非常に大事だということ強く実感しているところです。

また、ホームフレンド派遣事業とひとり親家庭の日常生活支援事業などについても触れさせていただきたいんですけども、この制度は親が仕事や家庭の事情などで負担が大きい時に、親の代わりにこどもの生活や日常を支える大切な事業だと思います。だからこそ、安心して利用できる体制が整っていることが必要だと思っております。例えば支援に来てくださる方の専門性を高める研修、支援時の行動マニュアル、緊急時の連絡体制、事故などの補償制度、こういった取組がしっかり整備されているのかというところがすごく安心に繋がるところだと思います。そして、それらを整備して安心して利用できるだけの事業費が十分に確保されているのかという視点も重要だと感じていて、実際に現場では支援者さんが大きな怪我になったケースとか、支援中に携帯を持っておらず保護者と連絡が取れなかったケースなどもあると聞いておまして、もし子どもだけがいらっしゃって支援を受ける場合に、事故にあった場合、また地震などの災害が起きた場合、こどもの急な体調不良や怪我が起きた場合、緊急時にどのように対応するかという点についても十分な備えが必要だと感じています。制度を実施するだけでなく、研修、安全なマニュアル、緊急体制、補償体制までも含めて本当に安心して利用できる制度として運用されていくことがすごく大事だと思っております。

この居場所の数を増やすというところが今回のK P Iになっているんですけども、やはり安心して利用できるものになっているか、また利用世帯の方の利用数・満足度なども指標として合わせて示していただくこと、また事業費なども合わせて見える形で提示していただくことで、限られた財源の中でどの施策がどのような成果に繋がっているかを検証して高い支援につなげる議論ができるのではないかなと感じています。制度があることが重要なのではなくて、本当に使われて安心に繋がっているのかという視点も是非この中に入れていただけたらなと思っております。私たちは常々子どもがこどもらしく、親が親らしくいられる社会実現に向けてしっかり協力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

会長：

ありがとうございます。5名の委員からご意見を頂いておりますので、5名の委員がご発言いただいた後、県の方からご回答をしていただくという形にしたいと思っております。数は大事ですけれ

ど質も大事ですよというお話で、あとは継続すること、連携していかなければならないこと、妊娠前からの情報共有などに関しまして、後で県の方からご発言を頂戴するという形にしたいと思います。次に委員よろしくお願いたします。

委員：

里親会の会長としての立場からお話し申し上げます。最初にK P Iの進捗が順調に進んでいるというご報告をいただきましたけれども、どう見ても12番の社会的養育を推進しますのところだけは、後退しているということが顕著に分かると思います。もちろん私も現場の人間ですので、この里親等委託率の目標値がものすごく高く大変なことも分かっていますし、様々な壁や条件があるということも承知しております。でもこの目標値を立てた以上、例えば社会的養育推進計画の中には里親登録数を増やすことが一番最初の事項であるとありますが、今の里親登録数は予定通りに進んでいます。今後かなり壁があると思いますが、ここまで里親登録数は順調に進んでいるにも関わらず委託率は下がっているというのが現実で色々な会合に出させていただいた時に、委託率の上昇を妨げるような理由が色々と述べられていますけれども、じゃあそれを上げるためにはどういう施策をするのがいいのかという相談が、正直全く為されていないというのが現状だと思います。

例えば、里親は個人ですので専門性がないというところから、里親支援センターの設置ということが国から法令で言われていますけれども、その里親支援センターも7年度には1箇所と養育推進計画には書かれていますけれども、まだその相談が為されていないということもあります。里親会としても、例えば今年度からはバディ里親と言って、初めての委託の人には先輩の里親さんが寄り添う形の制度を取ろうとしています。何とか委託をしていただいて、こどもが育つように里親会としても協力を惜しみませんので、この高い壁は分かっていますけれども、県が強いリーダーシップを取っていただいて推進していただけたらと思います。

もう1点はいつも申し上げていますが、一時保護所はもちろん重要で拡充されることはすごくこどもにとって良いことだと思います。それも大切なんですけれども、やはり虐待を防ぐという制度、親子再統合支援事業とか親子関係形成支援事業も国からその事業をするようにと言われていたにも関わらず、なかなか進んでいないのが現状であって、やはり虐待の連鎖を止める、子育ての仕方を知らない親御さんに子育ての仕方を伝えるという場を県としても持っていて、虐待を防ぐような施策をお願いしたいです。国では虐待が高止まりになっていますので、徳島は虐待を減らすんだ、虐待をゼロにするんだという意気込みを示していただきたいなと思います。よろしくお願いたします。

会長：

ありがとうございます。資料1に載っているように、数値的にはなかなか目標に達していない事実がありますので、そのことに関しまして、また里親支援センターの事に関しまして、県の方からまたご発言を頂戴したいと思っております。続きまして委員どうぞよろしくお願いたします。

委員：

お願いたします。1つはK P Iの進捗一覧の資料1-1をご覧ください。1番最初に「こどもの権利を大切にします」というのはこの徳島県こども計画の中の根本理念というか一番大切な点です。その中でK P Iのところに学校における学習実施率というのを挙げておられますが、このこどもの権利に関する啓発というのは色々な手段や機会を捉えながらやられているんですけども、一番効果的なのはおそらくいつも大人や親の目につく場所に掲示するということだと思います。ですから親や大人の出入りが盛んな場所、保育園とか他の公共施設なんかにはポスターを貼ってもらって、それを100%にするような手立てが効果的かなと1つは思っています。

次の点は5番目です。5番目に「いじめ防止・不登校のこどもへの支援」がありますけど、ここにK P Iの中ではいじめの解消率の1つだけしか取り上げられていなくて、不登校に関してのK P Iも整えるべきじゃないかなと思っています。今、居場所の質の向上ということも言われていますけど、こどもが自分の居場所を見つけてそこで成長を促すというこどもの数が今徐々に増えてきているんじゃないかと思っています。ですから学校に行かなくても、これはメンタルフレンドに継続して接触できるというこどもも含めて、自分の成長する居場所を見つけたというこどもの数を徐々に増やしていく、その率をK P Iの中に上げられたらどうかなと思っています。

3つ目最後ですが、こども計画の中の32ページの一番上にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充というのがあります。この配置拡充する場所の中に保育園、こども園も入れて欲しいんです。学校で気になるこどもの場合、必ずその芽は保育園時代からあるように思いますので、保育園からこどもや親を知っている人が学校にもいるという風な形にしておけば、親に対して話しやすくなります。こどもが困った時にも保育園時代から知っている人がいるというのが非常に手助けになるんじゃないか、関わりやすくなるんじゃないかなと思います。もう1点は、保育園というのは地域子育て支援拠点事業として親に対する子育ての支援を行っているように理解しているんですが、その時に保育士が子育て支援する場合に非常に難しい、コミュニケーションを取りにくい親とか、子育てを支援したいけれどもなかなか聞き入れてもらえない親もいるのも確かでそういう親に対して保育士さんもどう言えばいいんだろうという疑問になります。ですからその保育士さんをサポートする役割がソーシャルワーカーの拡充によって助かるんじゃないかなと思いますので、この拡充する場所に保育園・幼稚園など幼児期のこどもがいるようなところに拡充をして、スクールカウンセラーの拠点化というのを進めていってほしいなと思ってます。以上です。

会長：

ありがとうございました。1点目がこどもの権利に関して保育園等に権利の掲示をしてもらうものを入れてみてはどうか。2つ目がいじめの解消率だけがKPIになっているけれど、不登校についてのKPIを入れてみてはどうか。3つ目はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを拡充してもらい、その中で保育士さんたちの相談役としても活躍されるのではないかとのご提案でございました。では4番目、委員よろしくお願ひいたします。

委員：

よろしくお願ひします。私はプレコンセプションケア推進事業について、こども関連予算の中で新規でついているんですけど、具体的にどういうことをしていくのかをちょっとお尋ねしたいなと思ってました。こども家庭庁でプレコンサポーターの育成を5万人を目指していて、助産師会の助産師も当然知っている知識なんですけど、そのプレコンサポーターという位置付けで活躍しようと頑張っているんですけど、このプレコンセプションケアの推進事業でどういう風な新しい事業が立ち上がるのかということを知りたいなという質問です。

さらにKPIの資料1-1の15番のところで「結婚・出産希望が叶う環境づくります」のところで、保育所等の待機児童数だけの指標なんですけど、妊娠から切れ目ない支援という中で、徳島県助産師会はずっと電話相談というのを県の委託で行っていたんですけど、それが今月末をもちまして無くなるということになりました。それでは支援が途切れると思って、助産師会では週3日からでも電話相談に乗ろうという風になっているんですけど、件数は少なくとも電話をかけてきて子育てに悩んでいるお母さんがすごく色々訴えるんですね。そういう場所というのがやっぱり必要なんじゃないか。名前も言いたくないお母さんも電話ではいるんですよ。そういう時に愚痴とか色んな悩みを言う場所というのも必要なので、電話相談の継続や支援体制の検討をしていただきたいなと思っております。以上です。

会長：

ありがとうございます。資料3の左側に新規で802万6,000円ついているプレコンセプションケアとは具体的にはどのようなことかということ。もう1つはKPIの切れ目ない支援というもののうちの指標が待機児童数だけであることに関して、今助産師会が行っている事業も含めて他にもできることがあるのではないかとのご意見だと思います。また後ほどよろしくお願ひいたします。最後に事前にご意見いただいた5人目、副会長からいただいておりますのでよろしくお願ひいたします。

副会長：

よろしくお願ひします。何人かの委員の方からも出てきていたと思うんですが、KPIの他に色々と重要な具体的な取組がこども計画の中にはあると思います。それらについては達成度ののようなものを測定することはあるのか、質を見るような項目も入り得るのかということをお伺いできたらと思います。

順番にKPIのこと中心に言わせていただきます。No.1のところで、公立学校におけると

いう風にあります。公立学校というのはどこからどこまでを指しておられるのか、小学校から高校までなのか義務教育のところなのかお聞かせいただけたらと思います。

2番目の意見表明についてというところが子ども計画の冊子の23、24ページのところにあります。令和6年度の実績見込みを踏まえ、取組の充実により参加者数の倍増を目指し目標値を設定と書かれております。令和6年度は2,909人となっておりますが、この5,000人という目標値はそのままで行くのか修正されるのかということところです。また、意見表明の参加者数が延べ人数となっておりますが、同じ人が何回も意見するというところだけをピックアップしているのか。色んな人たちが色々な場面で意見を表明することも重要だと思うと、その辺りどのようなお考えをお聞かせいただきたいと思います。

4番目の居場所の累計数というところでは、これについて地域差はないのかということに気がなりました。共働き世帯にとっては就学後の子どもの居場所に不安を抱える部分も大きいとされています。体験格差も自治体によって差が生まれていると聞いているんですが、発達段階ごとの居場所について丁寧に見る必要もあるのではないかと考えております。

5番目のいじめ解消率のデータのところです。小学校、中学校どこまでのトータルのデータとして算出されているのかをお聞かせください。

7番目、ホームフレンドの派遣回数というところでは、目標値の150回というのは令和5年度から年々増えていく想定で設定しているのか、それとも毎年150回というのを目標としているのか分からなかったのでお伺いしたいです。どちらにしても、令和5年度の基準値が102回に対し、令和6年度が40回というのは少し少ないように感じるんですが、何か考えられる要因があるのかをお聞かせいただけたらと思います。

9番目の徳島県奨学金返還支援制度の助成候補者の数というところでは、これは毎年300人の認定者数を狙っているとなっていたかと思えます。令和6年度で187人、前年比でプラス4人となると、300人のハードルは結構高いんじゃないかなと感じるんですが、表の見方が間違っているかもしれません。もしハードルが高いということであれば、周知の工夫などの検討も必要になるのではないかと思いました。

10番目の子ども家庭ソーシャルワーカーについては、児相の機能強化に該当していると思うんですが、受講者は専門職の児相の職員さんが中心となって受けられているのかということをお伺いしたいと思います。関心のある人が受けただけで終わるようなことがあると、児童虐待の防止対策の強化に繋がるのかと疑問に思いました。

それから先ほど委員からもありました虐待予防もすごく大事というところで、KPIとずれるんですが、保護された後に大体の方が在宅支援になるかと思えます。返す家庭の環境がきちんと変わった状態で返しているのかどうかというのは、虐待予防にもすごく大事なんじゃないかなと思っています。引き離して状態が落ち着いたというだけなのか、きちんと心理的な支援をしてから返すのかで予防効果も違うのではないかと感じたりしたので、ご存知のことがあれば教えていただけたらと思います。

11番の子ども家庭センターの設置数のところでは、子ども家庭センターの設置が進んでいない自治体について、その要因とか解決策について何か検討があるのか教えてください。

飛びまして15番です。妊娠期から幼児期までの切れ目ない支援というのが施策の方向で、KPIが保育所等の待機児童というところになっていて、今実績値が0人で目標値と同じだということで順調な感じに見えるとは思いますが、実際、待機児童がないことも重要だとは思いますが、希望するところに行けなくて職場あるいは自宅から遠い保育園に決まってしまうご家族の負担が増えているだけだといったケースはないのかなと思います。産後ケアについてもすごく丁寧にされつつあって、どの家庭でも受けられるようにとあるんですが、実は私も出産をすぐに利用するって意気込んでいたんですが、バタバタしているうちに利用できる期間が過ぎてしまって利用できないままになりました。しかも利用しようと思った時に大人気で、利用したくてもなかなか予約が取れなくて結局適用年齢が過ぎてしまうということもあつたりします。利用率なんかも見ながら色々な人たちが使いやすいように見直していく必要があるのかなと感じました。たくさんすみません。よろしくお願ひします。

会長：

ありがとうございます。KPIの数値の設定についてや、地域差、年齢別などの見えない部分に関しましてご質問をいただいております。まずは5名の事前の意見を頂戴した皆様からのご意見について、事務局よりご説明をお願いいたします。

こども家庭支援課長：

こども家庭支援課でございます。児童福祉行政の推進にあたりまして、ご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございます。私の方から順次ご意見等につきまして、所管部分についてお答えをさせていただきます。

まず委員から頂いた意見のうち、こどもの居場所に関連する部分でのお答えをさせていただきます。県におきましては昨年度新たに、こども食堂の運営者や各市町村、支援団体等が参画するとくしまこども食堂応援連絡会議を設置いたしまして、17日には第3回会議を開催し、認定NPO法人全国こども食堂支援センターから講師を招きまして、持続可能な活動に向けて官民協働でできることをテーマにしたグループワークを開催するなど、地域における持続可能な居場所づくりに向けた関係者間のネットワークづくりに取り組んでいるところでございます。また来年度におきましては中間支援団体への委託によりまして、寄付食材の確保や円滑な流通に向けたシステムづくりに取り組むこととしております。今後とも地域で活動されます方々や市町村、社協等の関係機関と連携をしまして、居場所づくりを推進してまいります。

続きましてひとり親支援の関係でございます。児童扶養手当の現況確認の際に、支援制度の周知や説明を行いますとともに、困り事を伺った上で適切な支援サービスを案内し、関係機関と連携した各種手続きのサポートを行っているところでございます。あわせてそれぞれの家庭の状況に応じた自立支援プログラムを作成しましてハローワークと連携した就労支援を行うなど、きめ細かな支援を行っているところでございます。

また、ひとり親家庭の日常生活支援事業についてご提言いただきました。こちらにつきましては、家庭生活支援として生活援助や子育て支援の実施に必要な知識・技術や技能に関する研修を修了している方を派遣しているところでございまして、今後ともひとり親家庭に安全・安心に当事業を利用していただけるよう、支援者の研修はもとより安全対策に留意しながら取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、委員から里親の関係でご意見をいただいたところでございます。里親制度を安定的に実施していくためには、里親が孤立することなく安心して養育に専念できる環境を整備することが重要であると考えております。そのため関係者や関係機関と連携を強化しまして、里親のリクルートやマッチング、研修・支援を包括的に行うフォスタリング機能の充実、商業施設での啓発、里親LINEや大型ビジョンを活用した情報発信、県独自の養育里親の愛称「すだちファミリー」を活かした広報活動など啓発に努めているところではございますが、まだまだ認知度は低い状況でございます。さらに委託にあたりましては、実親の同意というものが施設入所よりも得づらいということもありまして、委託率の進捗が十分進んでいないという状況にあります。そのような中、週末の間だけ家庭に迎え入れる制度であります週末里親の実施施設につきましては前年度に比べて増えている状況でございます。今後も里親PRの機会を作りまして継続して里親のサポート体制の構築に努めるなど、家庭養育優先の理念のもと里親の推進に努めてまいりたいと考えております。お話もありました里親支援センターについてでございますけれども、県といたしましても設置に向けて進めたいと考えているところではあります。体制確保のための人員が必要という中で関係機関にもお声がけをしているところなんです。現実として設置できていないという状況でございます。来年度も引き続き関係機関に声がけをするなど連携を図りまして設置に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、虐待防止に向けて親子関係形成支援事業が足りていないのではないかとというところでご意見をいただいたところでございます。こちらの事業につきましては市町村で実施をしている事業となっているところでございますけれども、現在こども家庭センターが14市町村の設置となっているんですが、これが全市町村に設置されるように進めているところでございまして、こうした市町村での体制の強化を図る中で、そこでお取り組みいただく事業につきましてもより充実したものになっていけるように、県としても支援をしまいたいと思っております。お話がありました親子関係形成支援事業も市町村の方で支援ができるように、県としてもできる限りのバックアップ・サポートをしまいたいと考えているところでございます。

次に副会長からいただいたKPI、No. 4のこどもの居場所の箇所数についてでございます。こどもの居場所の箇所数につきましては、民間団体でのこども食堂を中心とした設置数を掲載させていただいているところでございます。一方で、こどもの居場所の基礎的な部分につきましては地域の実情に応じて各市町村が取り組んでいただく部分もあると認識しており、放課後児童クラブなどの放課後対策、あるいは児童館・子育て支援拠点施設などの公的資源をしっかりと活用

していくことが重要であると考えております。民間の方の活動と、市町村で基礎的な部分としてやっていただく公的資源を有効に活用していくような形で取り組んでいきたいと考えております。市町村や社会福祉協議会、地域で主体的に取り組む運営者とも連携しまして、地域の実情やニーズに応じた居場所づくりの取組を推進してまいりたいと考えているところでございます。

続きましてK P IのN o. 7のホームフレンドの数についてでございます。ホームフレンドの派遣につきましては、令和11年度の目標に向け、令和5年度から毎年度派遣回数を増加していく方向で数値目標を設定して進めてきたところでございます。こうした中で、新規登録世帯数の減少や、申請世帯とホームフレンドとのマッチングの不調、またホームフレンド派遣ではなく児童相談所につないで対応した方が適切な案件など、様々な要因が重なった結果、実績の数値が目標通りに進んでいないというところでございます。来年度におきましては派遣世帯への相談対応として新たにスクールソーシャルワーカーの経歴を有する社会福祉士を委嘱する方向で調整をしております、相談機能を強化することでホームフレンドを含め、家族のニーズに応じた適切な支援につなげられるようきめ細かな対応を行っていききたいと考えているところでございます。

次にN o. 10のこども家庭ソーシャルワーカーについてでございます。こども家庭ソーシャルワーカーにつきましては、こども家庭福祉分野の人材の専門性向上を目的に令和6年度に新たに創設をされました認定資格でございまして、児童相談所、市町村、児童養護施設等の現場で働いている職員が研修の受講等を経て取得するものでございます。K P Iにつきましては児童相談所のみならず県下全域におけるこども家庭ソーシャルワーカーの配置を目標に設定しております、市町村の児童福祉部門や児童養護施設等にも有資格者が配置されることによりまして、児童虐待防止のネットワーク機能が強化され、こどもや家庭を包括的に支援する体制の強化が図られると考えているところでございます。今後もこども家庭ソーシャルワーカーのネットワークを形成するため、児童相談所におきましては計画的に資格取得者を増やしますとともに、市町村や関係機関におきましても積極的な資格取得をしていただけるように県としても働きかけを行っていききたいと考えているところでございます。

また、一時保護をしてその後在宅に戻った場合の確認はということでご質問があったかと思えます。こちらにつきましてはそれぞれの児童相談所の方におきまして、児童福祉司等が家庭の状況を判断する中で、こどもさんを家庭に戻しても大丈夫という判断がついた段階でご家庭に戻しておりますし、戻した後も定期的に確認をいたしまして、適切な養育環境が整えられているかというところのケアを行っているという状況でございます。

続きましてN o. 11のこども家庭センターの設置が進んでいないというところにつきましてご質問いただいたところでございます。こども家庭センターの設置状況につきましては令和7年度14市町の設置となっているところでございます。未設置の理由につきましては統括支援員の確保・育成、組織再編に課題があるということで伺っているところでございます。このため本年度におきましては国のモデル事業の採択を受けまして、こども家庭センター未設置市町村につきましては設置に向け、また設置済みの市町につきましては機能強化に向けたワークショップを開催しまして、他の自治体の取組事例など関連情報に基づく情報提供、市町村同士の意見交換、アドバイザーによる専門的助言を実施したところです。こうした取組もありまして、未設置の市町村からも令和8年度には設置をしたいということも聞いているところでございまして、令和8年度に向けてはさらなる設置市町村の増加がされるのではないかと考えているところでございます。今後も市町村におけるこども・子育て家庭への包括的・継続的な支援を推進するため、こども家庭センターの設置及び機能の充実・強化に向けた取組を推進してまいりたいと考えているところでございます。児童福祉関係につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

会長：

ありがとうございます。一度すべての部局からご回答をいただいてから、やり取りをもう一度やった方がいいかなと思いますので、他の事務局もよろしくお願いたします。

教育委員会次長：

委員から居場所づくりということでご質問がありまして、直接不登校児童についての居場所ということで言及はございませんでしたが関連がございますので、そちらを回答させていただきます。県内の不登校児童生徒数は過去最多を更新しております。教育機会確保を踏まえまして児童生徒の休養の必要性を認めつつ、個々のニーズに応じた多様な学びの場を確保することは重要なことであると認識しております。いじめ・不登校対策課におきましては校内教育支援センター設

置モデル事業を実施しまして、県内7校の特別教室に支援員を配置いたしまして教室復帰に向けた支援モデルの研究を行っているところでございます。また不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を行う学びの多様化学校を鳴門教育大学敷地内に県内のロールモデルとして令和9年度の開校を目指しているところでございます。また教育支援センター等と連携いたしましてオンラインの活用やサテライト機能を有した学びの場の設置に向けた研究にもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして委員からいただいた不登校に関するKPIの設定についてでございますが、県教育委員会では現在、徳島県教育大綱、徳島県教育振興計画で「誰一人取り残されない教育の推進」ということで学校内外での機関等で相談、指導等を受けた割合を令和8年度に100%を目指す数値というものを設定しております。まずはこの目標達成に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。もう一つ、先ほどスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて、現在学校での配置状況についてもご説明させていただきます。令和7年度におきましては拠点校106校、対象182校に対しまして65名のスクールカウンセラーを配置するとともに、常勤配置としてキャリアアドバイザーを県立学校3校に3名、いきいき未来サポーターを教育支援センター1箇所に1名配置しているところでございます。各拠点校の相談時間は過去のスクールカウンセラーの活動状況や不登校、いじめ等の状況から判断いたしまして、スクールカウンセラーの活動につなげているところでございます。またスクールソーシャルワーカーの配置状況につきましては平成29年度から市町村教育委員会に配置いたしまして、それぞれ所管する小中学校に対しまして児童生徒や保護者の支援、関係機関との連携・働きかけ等ができる体制を整備しているところでございます。令和7年度は20名のソーシャルワーカーを24市町村の教育委員会に配置、また県立学校1校に1名のスクールソーシャルワーカーを配置しまして支援体制の充実を図っているところでございます。今後も複雑化、多様化する児童生徒の課題に的確に対応するため、教育相談の充実に努めてまいりたいと思っております。

副会長からいただいたこどもの権利学習調査にかかるKPIの対象について、小学校からどこまでが対象になるのかというご質問でございましたが、この点につきましては市町村立の小中学校及び県立の中学校、中等教育学校、高等学校での授業実施率をKPIの対象といたしております。授業実施状況につきましては毎年実施している人権教育の実施状況等により把握することといたしております。もう一点、いじめの解消率のデータにつきましてもご質問いただいておりますが、いじめの解消率につきましては文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」のデータを参考にしております。校種につきましては小学校、中学校、中等教育学校を含みます高等学校と特別支援学校が対象ですので、このデータには私立の学校も含まれておるところでございます。以上でございます。

村崎会長：

ありがとうございます。続きまして子育て応援課よろしく申し上げます。

子育て応援課長：

子育て応援課です。私の方からは3点お答えをさせていただきます。委員のカウンセラーの拡充に関連して、保育士さんのサポート体制として相談窓口のご提案をいただいている部分です。委員お話の通り、保育士さんが現場で安心して働ける環境づくりというのは、こどもの育ちの面でも保育人材の確保の面でも重要なことだと考えております。そうしたことから、県社会福祉協議会に事務局がございます保育士・保育所支援センターというところがありまして、こちらの方で保育士さん向けの専門の相談窓口を開設したところでした。こどもへの関わり方で悩んでおられたり、発達の特性があるお子さんへの対応とか、保護者対応が少し難しいなど感じておられることなど、幅広く相談をしていただくことができまして、心理士であるとか経験豊かな保育士など専門家が対応することとしております。こうした相談窓口の活用ですとか、保育現場の環境づくりという国の補助メニューなどもございますので、そういった情報も市町村とか各保育施設へしっかりお伝えしながらサポート充実に取り組んでまいりたいと考えております。

それから委員のプレコンセプションケアについて、予算の中身についてというご質問をいただいております。今回のプレコンセプションケア推進事業は、国の方で昨年プレコンセプションケア推進計画が示され重点的に取り組むという方向性が示されております。具体的には大きく2点ございまして、1点目はライフステージに応じた正しい知識の普及啓発、もう1つは切れ目ない相談支援体制というところに重点的に取り組むこととしております。まず知識の普及啓発という

ところでは、小学生から高校生、大学生を対象とした赤ちゃんとその親子との交流事業、またそれに加えて高校生から新社会人までライフデザイン講座といった形で年代に応じて講座を開催することとしております。来年度はより幅広い啓発ができるようにSNSも含めたいろんなツールを考えていきたいと思っております。

もう一つの相談体制の整備というところですが、これまでは思春期の性や体に関することや予期せぬ妊娠といった悩みに対応するとくしま性と妊娠ライン相談というのをやってまいりました。それと委員からもご紹介ございましたが、助産師会のご協力によりまして産前産後の母親等電話相談を実施してまいりましたが、これらの事業をより発展させていく形で、来年度は思春期から産前産後、さらには子育て期に至るまで切れ目なく相談できる健康・医療オンライン相談というのを現在準備しているところです。産婦人科医や小児科医の先生方、助産師の方など専門的な相談体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目ということでKPIに関連しまして切れ目ない支援というところでご意見頂戴しました。助産師会の方をお願いをしております産前産後の電話相談は県の事業としては終了する中、助産師会で今後継続をしていただけるということで大変ありがたいと思っております。県の方で今予定しているのはオンラインということですが、子育て中のお母さんとかお父さんは色々な立場の方がいらっしゃいますし、ニーズも大変多様だと思いますので、相談できるツールや場所というのはいくらあってもいいのではないかなと思っております。助産師会の電話相談であるとか委員の取組は大変心強いなと思っておりますし、今後とも是非連携してやっていただきたいとお願いたします。

副会長の待機児童数のKPIに関して、待機児童がないのも重要だけれども保育所に入れなかったり産後ケアが利用できないお声もありますというところがございます。確かに待機児童は4月1日でゼロとなっておりますけれども、特定の園を希望されているなどの理由で認可保育施設が利用できていない、いわゆる潜在的な待機児童については年間300名弱ほどおりまして、エリアとしては県東部を中心にいらっしゃるというところでご負担が生じているケースもございます。また産後ケアにつきましても、訪問型と医療機関に委託する通所型、宿泊型と3パターンございますが、特に通所型、宿泊型につきましてはサービスを提供する施設側においても人材の確保や病床の確保、感染管理といった体制の面から受入体制には差が生じていて、施設によっては予約が埋まってしまっているということもお聞きをしております。そうしたことで産後ケアについては昨年度から市町村担当者の方々や産科医療機関との調整を色々と実施してまいりまして、今年度からは市町村の取組で集合契約という形で一定程度統一した形での事業が進められているとともに、受け皿となる医療機関につきましても前年度は4施設だったのが今年度は8施設ということで約2倍に増えているところがございます。今回のKPIは代表的なところで待機児童というところを掲げさせていただいておりますけれども、きめ細やかな状況の把握というところはすごく大事だと思っておりますので、KPIに表れていないことも含めまして丁寧に把握して施策に反映してまいりたいと考えております。以上です。

こども未来政策課長：

こども未来政策課長でございます。日頃よりこども施策にご協力・ご理解をいただきましてありがとうございます。それでは順次ご説明をさせていただきます。

まず委員の方から、こどもの権利の広報について保育園などにポスターなどを掲示してそれをKPIの方に含めてはどうかというご意見をいただきました。貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。現在、こどもの権利につきましては小学生向け、中学生向け、また高校生向け、一般向けとしてハンドブックを作成いたしまして、教育委員会と連携いたしまして全児童に配布を行っているところでございます。本年度につきましてはこども向けのホームページの方に電子版で貼り付けをいたしまして、1人1台端末でブックマーク貼り付けをさせていただきます。いつでも電子版を見られるような状況にさせていただいているところでございます。今回貴重なご意見もいただきましたので、KPIの方というよりは、このような広報をしていく具体的な取組を今後も進めていく中でご意見を参考にしながら進めていきたいと考えております。

続きまして副会長より何点かご意見いただきました。KPI以外の具体的な取組が挙げられているが、その達成度の測定をしつたりはしないのかというご意見です。副会長おっしゃる通り、KPI以外の具体的な取組の進捗把握することは大変重要だと認識をしております。具体的な取組につきましてはKPIのような数値的な指標というよりは各事業の実施状況を示しているというようなものになっておりますので、事業がどのように進んでいくかというところはもちろん進

捗をK P I と共に管理をしていく状況でございます。今回貴重なご意見いただきましたので、具体的な取組を今後お示しする時にどのように示していくかというのは検討してまいりたいと考えております。

続きまして意見表明のところでは、令和11年度に目標値を5,000人としているところ、令和6年度の実績見込みから換算すると5,800人にしてはどうかというご意見かなと受け止めております。今回令和11年度の目標値を5,000人に設定しました背景には、令和6年度が計画策定の年度でありまして意見表明いただく場が多かったなど特殊事情があったことを考慮しまして、単なる倍増というものではなくその辺りを精査させていただきまして、令和11年度の目標は5,000人とさせていただいたところでございます。今後は取組の進展によりまして5,000人を早期に達成するような状況でございましたら、目標の修正も検討してまいりたいと考えております。

あと延べ人数のみを目標値とするのでいいのかというご意見をいただきました。確かにこの指標の目的は単なる参加人数を増やすということではなくて、こども若者が意見表明しやすい環境づくり、さらにはこどもたちの意見が反映される社会参画の意義を認識し、自己肯定力を高めるということにつながるということが重要だと認識しております。この延べ人数という数値目標は、まず1人でも多くのこどもたちに自分の意見を届ける権利があることを知ってもらい、その機会を確保するための指標として設定しているものでございます。このK P I に向けた具体的な取組のところではこども会議をお示しさせていただいております。先ほどもご紹介させていただきましたのですが、阿波っ子未来会議を令和7年度にはじめて開催させて頂きまして、こどもたちの貴重な意見を令和8年度事業に駅前の居場所づくりというものにつなげることが出来ました。単に数値を追うというのではなくて、意見表明の場がこどもたちにとって意味のある実効性の高いものになるように取組を進めてまいりたいと考えております。

続きましてNo.9の奨学金返還支援制度の目標値が令和11年度に1,500人というのはちょっと高いものではないかというご意見いただきました。算出の根拠なんですけれども、募集の枠が令和7年度から300名と募集枠を定めております。目標になりますので、募集枠を埋めるように300×5年ということで1,500人と設定をさせていただいたところでございます。周知の方はどのようにされているのかというご質問もいただきましたのでご紹介させていただければと思います。まず大学との連携による広報をしっかりとしております。大学の校内での制度の説明会などに参加させていただいて説明をさせていただいております。あと経済団体との連携というところで、会員の企業の皆様に制度の情報の提供を積極的に行いまして、県内への就職や定着につながることを企業を通じてさせていただいているところでございます。他にも県の広報を用いまして、SNSや県だより、広報の方でさせていただくとともに、就職のフリーマガジンの方にも入れさせていただいております。また学生さんが帰省される8月や年末年始には県内の駅の待合所やコンビニエンスストアにチラシやパンフレットを配布させていただいて広報を進めていくところでございます。目標の数値は高いところでございますが、この辺りの広報をしっかりと行って目標に向かって進めてまいりたいと思っております。私からは以上でございます。

会長：

ありがとうございます。事前の意見を頂戴した方への県の方からのご回答は出揃ったかと思っております。それではこれまでのご意見等を踏まえた上で、事前に意見を提出された方でも結構ですし、新たにご意見がある方いらっしゃいましたらおっしゃっていただけたらと思います。では委員よろしくお願いたします。

委員：

取組が進んでいることを確認させていただきまして、今後とも進んでいくことを期待しておりますが、やはり大きなテーマは少子化対策です。少子化がどのように食い止めるか東京都と石川県以外は全部少子化が進んでおります。東京都は出生数も増えているようですが、徳島もなかなか人口、出生数が増えないんですが、やはり物価高騰そして世界情勢が非常に厳しい中で経済的負担を軽減するというのが一番大きなテーマなんじゃないかなと思っております。来年度予算もこどもの医療費の負担軽減、新たに給食の負担軽減、先ほど言っておりました保育料の無償化など、徳島は非常に高いレベルということですが、さらに上限を上げることを見据えて、要件を広げていって、今いろんなところで施策をされていますが、自己負担額のないように、経済的負担を軽減することを大きな目標にさせていただきたいなと思っております。もちろん他のことも大

切なことです、子育てをする上では時間的にも経済的にも非常に負担がかかっておりますので、それを軽減するということが目に見えて分かるようにすれば非常にいいことだと思っております。

1つだけ私に関係することですが、徳島県子ども計画別冊の20ページに病児保育事業の記載があります。県内でも施設ございますが、非常に保育する保育士、それから従業員などに係る費用、施設自体は市町村の事業ですけれども赤字になっています。非常にニーズは高く、病気の時に預かることで就労ができる形になります。一般の保育所ではできないので、病児保育というのは大きな役割があります。本来病気の時は母親や家族が見ていただくのが本来の姿ですが、仕事、就労が必要なのでその時に預かるという事業であります。コロナの時に保育士さん自体も状況が悪くなったり給与が少なかったりしたんですが、ここに問題があるのは自己負担があるんです。保育所には行けないので病児保育所に預けるのに、例えば徳島市だと1日1,800円という自己負担のお金がかかるんです。子育て家庭の経済的負担を軽減するということが大きなテーマとして、自己負担を少なくするために家庭の負担を軽減していただくようお願いしたいということです。以上でございます。

会長：

ありがとうございます。病児保育の自己負担に関して、県がどこまで支援できるかというのは今すぐの回答は難しいかもしれませんが、仕事を休めば収入がないわけで、そこで自己負担が1,800円かかってしまうというところで経済的な負担を軽減するような政策を是非検討していただきたいというご意見だと思いますので、是非ご検討のほどよろしくお願いいたします。他にご意見は。委員よろしく申し上げます。

委員：

今日の議事の中に入っていた県の子ども計画の評価方法というところで、県による進捗管理をKPIなどで測られるということなんですが、もう1つ当事者である子ども若者による定性的評価といったことが書かれているんですけども、そのうちの1つが阿波っ子未来会議の開催と、もう1つは先ほど子ども若者ポータルサイト開設の中のアンケートというところだったと思います。そこが定性的評価とか意見と言われるものに該当する評価部分なのかなと思ったんですけども、子どものポータルサイトについて、子どもたちは書き込んだり意見を述べたりするけどそれに対する返事みたいなものの双方向性みたいなものをこのポータルサイトでは担保されているのかなというところがまず1点お聞きしたいところです。

もう1つは単なる意見というところで、具体的なKPIの進捗状況の対策ということなんですけれども、先ほどすでに事前質問の中で委員から指摘があって県からの回答もあったんですけども、それでもなおこのKPIの一覧で見るとも心配だなと思うのは、7番のホームフレンドの派遣回数部分と、12番の社会的養育を推進しますの里親等委託率の話です。これは令和11年度の時に「ああ、やっぱり難しかったんですね」みたいな議論になってはいけないと思います。見てる限りでも他のKPIは大きな数値がでていても達成できそうだなというイメージが湧くんですけども、この2つは内容を考えると何か手立てを具体的に打つことがなければ、達成しづらいのではないかなと思っています。ホームフレンドにしても不調というお話が先ほどあったんですけども、やはり対象となる家庭とどういった大学生をどんな分野で送るのかとか、利用したい側のニーズと送られてくる大学生の特性が合致していない部分もあるのではないかなと思います。サポート体制や大学側の協力体制が変わってきているのであれば、ちょっと内容を変えて、どんな分野でどんなことをしてくれるホームフレンドを派遣するのか考えることがとても重要だと思います。ヤングケアラーの問題にしても、虐待の問題にしても、不登校の問題にしても、ひとり親家庭の問題にもすごく使えるものだと思うので、この150回を超えるぐらいに活用できることが重要じゃないかなと思っています。里親等委託率についても、委員がたくさん言ってくださったんですけど、何か手立てを打つことを専門家の意見も聴取しながら具体的に考えないと、70%どころかなかなか厳しいのではないかなと直感的に思うので、考えていく必要があるかなと思いました。1つ目の子どもの意見聴取のところをお伺いできたらと思います。

会長：

ありがとうございます。ポータルサイトで返事があるの。ということ。2つ目に関してはホームフレンドの派遣回数と里親委託率に関して、何か具体的に考えていく必要があるのではないかなというご意見でした。子どもステーションで返事はあるのかということに関して、よろしくお願

いたします。

こども未来政策課長：

貴重なご意見ありがとうございます。ポータルサイトのアンケートを実施してそれに対する返しがあるのかというご質問だったと思うんですけども、みんなの声というアンケートで年間10件程度で計画をしております。それについてはアンケートを集計した後は、みんなの声が届いたよというようなページを作りまして、アンケートの結果を随時出していくというところがございます。頂いた意見につきましては返すような仕組みとさせていただいております。

会長：

ありがとうございます。では、委員。

委員：

よろしく申し上げます。先ほどのこども若者ポータルサイトの中で、学校に配られる端末のブックマークで見えるようにしているということについて質問しようかと思っておりましたが、先ほどお伺いがあったのでよかったです。相談窓口という項目があると思います。誰でも使える状態にするのであれば、例えば小学生が相談窓口を押しました、そのリンクだけが貼られてます、電話番号だけ貼られてますっていう状態では、困ったから相談窓口をクリックしているはずなのにその声が拾えるのかなというところが少し疑問に思いました。例えば小学生の低学年の子たちでも「何に困っているの？」という選択肢の項目があって、その選択肢をたどっていけば最終的にこういう風な人に相談したらいいよだったりとか、学校の先生に相談してみようだったりとか。ヤングケアラーとかでも、家事のお手伝いだよと言われ続けていけばこどもたち自身が気づいてない部分もあると思うんです。そういった潜在的なこどもたちを拾い上げていくために、単純に相談窓口で電話番号やサイトが載っているだけではなくて、こどもたちが何に困っているのという質問形式で、それに答えていくというところに相談してみよう、先生に相談してみようというようなこどもたちの気づきになるようなものになれば、もう少しこどもたちの困った声が拾えるのではないかなという風に思いました。質問ではなく提案ということでよろしく申し上げます。

会長：

ありがとうございます。相談窓口で、自分で状況を入れてそうするとこの窓口だよという風に進めた方がこどもたちにとって使いやすいんじゃないかというお話です。4月からスタートしていく中で改修も入ってくると思いますので、是非意見を拾い上げていただければと思います。次、委員。

委員：

何点かあるんですが、まずホームフレンドがすごく気になっていて、ホームフレンドを使うにはどういうプロセスがあるのかをネットで調べてみたらちょっとハードル高いかなって実際に思ったんですね。「家庭教育相談会参加」とあるんですが、ホームフレンドを使いたいひとり親家庭のお母さんとかお父さんはひとり親家庭のための家庭教育相談会の参加をお願いしますと。そこでやり取りしながら登録申請はその場でも多分できるのかなと。まずお父さんとお母さんがその場に行かなきゃいけないというのは結構ハードル高いのかなと思っています。そう思うのは、今私の団体でも県の助成金を使って木、金だけ無料で解放して保護者の悩みを聞くというのをやっているんですけど、利用がすごく低くて、実際に足を運ぶというのはかなりハードルが上がっているのかなと。こどもがしんどさがあって家から出られない、その子をおいて外に行けない状況があるとなると、ひとり親ということは頼れる人の少なさもあるので参加することの難しさがあるのかなと思います。

このホームフレンドはすごいいい取組だと思うので、一步のハードルを下げるということを考えていく必要があるのかなと思います。時間の余裕もないし、気持ちの余裕もない人がどうアクセスできるかというのを考えていけたらいいのかなあと思っています。令和7年度の実績のところでも中小企業への奨励金や男性育休のこととかも書いてあったと思うんですが、そもそも子育てとか家庭のことってまだ女の人がやるよねっていう風土がすごくあって、東京で出生率が上がっているってことは、地方に帰りたくない、地方の古くさい文化、女性は男性はというようなところ

に問題提起をしている地方女子プロジェクトという活動をしている方がいてそういう人たちをみていると若い女性は地方に帰りたくない、女は台所、男は酒を飲んでいっているというような、実際そういった風土で徳島に帰ってきて子育てしたいかってなると難しい。なのでそこを例えば、若者へのライフデザインへの支援とかそういうところで、現状社会にはびこってしまっている慣習みたいなものをアップデートしていくということを私たちからやらないとジェンダー平等も含めて、本当の意味で女性と男性が平等で子育て、結婚を過ごしていけるという部分が大事になったらいいなと思います。何かできる手立てが本当に必要だなと思っている部分です。

あと2点あります。学びの多様化学校ができるのはすごく素晴らしいなと思っていて、そこが7億6百万円計上で、居場所は339万円というところにすごく引っかかっています。そもそも不登校は別に問題じゃないと思っている派なのでそれは置いときますが、居場所の質を高める、継続する大変さというのは身に染みんでいます。ボランティアの気持ちで続けるのは本当に難しいという部分で、そこを考えると居場所とか多様な学びの部分になると、県外を見るともう何年も前からそこへのお金を助成しているところがあるという実例があります。場所への助成、利用者への助成と両方あったりするので。現状全国的にも継続できなくてこどもの居場所や多様な学びというのは少しずつ減ってきているんじゃないのかなと思っています。すごくもったいないと思っています。学びの多様化学校も大事なんですが、今現状あるものも大事にして欲しい。民間に委ねるのではなく、お金があったら学費を払って民間の学校に行けるのではなくこどもの学びを保障して欲しい、居場所を保障して欲しいという部分は伝えたいと思いました。前回もお伝えしていますが、K P Iの5番の「いじめ防止・不登校のこどもへの支援」の、いじめと不登校は分けたいとずっと言っています。別の問題であるので分けてK P Iを作る必要があるのかなと思っています。

最後1個、こどもステーション徳島ができたと思うんですが、児童生徒支援協議会のメンバーにこのこどもステーションへの意見をくださいみたいなメールが来たんですね。ただそこにかかる交通費はないとか、ボランティアで自分の時間を割いてそこに行って意見をくれというのは虫が良すぎるんじゃないのかなと正直思いました。ボランティアで搾取される感じというのはもったいないなと思っていて、民間でやっている人たちの思いと行動への敬意というか、大事にしてほしいなというのは正直思ったところです。長くなりすみません。以上です。

会長：

ありがとうございます。ホームフレンドへの手続のハードルがあるんじゃないかということ、2番目の風土ということに関しては、学校でこういうことをやっているとその子達が将来を担っていくからこのK P Iはあながち間違いでないとか若い世代が結婚して話を聞いているとすごい頑張っているのはこういう活動をされているからかなと。徐々に変わっているのは実感するところも実際あるので100校で、団体でやりたいというのは、もっと上の人たちの風土を変えようとなるとこれではないかなという感じはしますけれども。

学びの多様化学校と居場所への費用の配分に関してはご意見として居場所の方にももっと助成を増やして欲しいということ、いじめと不登校を分けてK P Iを作るべきというご意見、最後に書類の所で分けてくださったと記憶しています。またそういう形で分けられるところは分けていただいて。そして最後ボランティアの方々に対して費用負担を求めていることについては県で調整して頂ければいいのかなと思います。県の方からご回答をお願いします。

こども家庭支援課長：

こども家庭支援課です。ご意見ありがとうございます。まずホームフレンドにつきましては、関係機関とも連携をいたしまして使いやすい制度になるように取り組むとともに、しっかりと広報し、より多くの方に利用していただけるような工夫をしてまいりたいと考えております。また居場所への支援について、他県では団体への設置・運営経費に対して支援をしているところもあるところでございます。今年度、支援について検討してきた所ではございますが、来年度の予算については実現に至らなかった所もございます。今後も他県の状況を踏まえながら、さらなる検討を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

会長：

ありがとうございます。あと1名、委員どうぞよろしく願いいたします。

委員：

私は児童養護施設の施設長なんですけれども、昨今中学生、高校生になってからの入所がすごく増えてます。以前は小学校前後のこどもさんが多かったんですけども、こどもたちへの意見表明などが浸透してきているからということと、就学前、小学校低学年の頃に児相にお世話になって1回家庭に帰って児相と関係を持ちながらどうにもならなくなって措置されてくるというケースです。思春期以上になってから措置されてくるということは施設職員にとってはめっちゃくちゃ大変なんですね。少し大丈夫な方についてはしっかり対処してから家庭に帰して繋がりを続けるなどおっしゃってくれましたが、施設職員の負担がますます増えてきていることが1点あります。

あと2018年頃だったかと思いますが、香川県で東京都へ措置変更して1週間で5歳の子が亡くなってまたその数ヶ月後、まだそのニュースが流れている間にまた香川県から千葉県へ措置変更したこどもが亡くなったケースがありましたが、そのときに我々児童養護施設でも児童相談所の所長会も「様子を見ましょう」とか本当に慎重にしっかりと確認してからということをおっしゃって下さったかと思いますが、10年たってそのときの現場職員はいなくなった訳で、そのときのように慎重に家庭に帰すということが現在できているのかなという懸念があります。

また、児童養護施設や里親への委託や家庭に帰す時に、兄弟を平気で離そうとすることがあります。里親さんから「なんで兄弟を離すんですか」と質問があっても「児童相談所の判断です」という返事しかもらえないということもあります。日常を見ている児童養護施設側にも、少しでもいいので説明をしてほしいです。施設職員は一生懸命、毎日こどもたちと関わっていますのでそういう所ちょっとでもして欲しいです。数年前からは月2回ケース会議の時に児相の担当者が来て意見交換をしてくれるようになってすごく親身に見てくださるようになったんですが、兄弟が離れる時や家庭に帰す時など、施設側の意見も聞いていただけるようになったらありがたいかなと思います。

また別の話になりますが、学校でも教員が足りない中で支援学級が増えてきているというのがあると思うんですが、児童養護施設の中においても発達障害など投薬をしているこどもさんが半数以上です。そんな中で徳島県は児童心理治療施設が設置されていない数少ない県の一つです。そういったこどもたちが少しでも落ち着いた環境で過ごせるように、7つの児童養護施設、又は乳児院が徳島県では担っている状態ですので、このKPIの中に児童心理治療施設の設置ということを是非とも入れていただければありがたいかなと思います。よろしく願いいたします。

会長：

ありがとうございます。現場のことをおっしゃっていただけると県の皆さんも実情が分かりますので、受け止めていただきたいと思います。委員。

委員：

意見だけ申し上げようと思います。こどもの権利の関係で、KPIの1番の「こどもの権利の学習」というところですが、こどもの権利を教えるというのはどういうことなのかということと。とくしまこどもステーションにパンフレットが4種類掲載されているのは拝見しました。ああいうのを使うんだろうなと思うんですけども、権利があるという概念として分かってもらっては権利の保障にならないと思うんですね。まずは権利があるということを知ること、権利が侵害された時に助けを求められることができる、そして実際にそれに対して対処してくれる。多分この3つが必要なんだろうなと思います。学習の場面では1番目しかフォローできていないのではないかなと思うので、困ったらこういうところに助けを求められることができるんだよということも含めて教えないといけないのだろうなと思います。どこに行けばいいのかわからないということもあるので、具体的なことを各学校現場で教えていかないといけないと思いますし、進んだ取組があれば是非共有して広めてほしいです。

2つ目が意見表明の関係で、阿波っ子未来会議を開催しましたというのを拝見しまして、その中でとくのおわでの居場所が実現すると。そこは分かるんですね。じゃあ他の提言はどうなんだというのはわからないんですね。意見表明という以上は言いっぱなしではいけないと思います。もちろん言ったことを全て実現するのは無理な話なので、できないならできないでこういう風なことを検討したけれどダメだったと、きちんと説明してあげないといけないのかなと思います。応答してあげるといえることが必要だと思いますので、意見として申し上げます。以上です。

会長：

ありがとうございます。意見に対する応答を出してもいいんじゃないかというご意見です。本来だったら今日ご出席いただいた皆様全員からご意見を頂戴したかったのですが、時間配分が難しく申し訳ございません。以上で予定していた議事については終了いたしました。また個別に何かご連絡をいただけたらと思いますし、KPIの読み方についても対応できることもあると思いますのでご意見を頂戴できたらと思います。本日はご協力いただきありがとうございました。それでは事務局に進行をお返しいたします。

事務局：

会長ありがとうございました。それでは閉会にあたり、こども未来部長からご挨拶を申し上げます。

こども未来部長：

閉会にあたりまして一言お礼を申し上げます。本日はそれぞれのお立場から多角的なご意見を聞かせていただき本当にありがとうございました。心から感謝を申し上げます。また村崎会長におかれましては円滑な議事進行にご尽力頂きまして、本当にありがとうございました。本日頂戴いたしましたご意見を踏まえ、今後の県の施策がより良いものになりますように検討を進めてまいりますと考えております。

こどもの施策は子育て支援のみならず、本県の未来を担うこどもたちが将来、産業人材となって活躍していくためにも重要な施策と認識しております。これを進めていくにも皆様の現場でのご尽力、ご協力、ご支援がないと成し遂げることはできませんので、引き続きご尽力くださいますようお願いいたします。それでは簡単ではございますが閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

5 会議後意見

委員：

昨年度にありました児童館・学童の充実は、どのようになっていますでしょうか。新規事業ももちろん大切ですが、既存のもの現状がわかると助かります。各館とも、子どもの数は面積に比べて、多く大変なことになっています。見学に行かれて現状を把握していただけると幸いです。

「共働き・共育て」の項目ができ、とてもよいかと思われま。ほとんどのお母さんたちは、今、産後職場復帰を視野に入れています。この施策の中が、企業向けの奨励報酬だけのように見受けられます。その際の重要項目が、「子どもの預け先」になりますので、そちらもこの施策に入れることができると、県民目線で見たときに、とても希望のある魅力ある施策に感じるかと思えます。

県外では、かなりシングルマザーの就労支援が、盛んです。徳島県でも、スタートできるとよいかと感じます。

県外では、市民団体の「子育て支援ネットワーク」というカタチで行政が、とりまとめ、多いところでは月1回の意見交換会のようなものがあります。ぜひ、市民活動の方達をまとめられたらよいかと思えます。

児童館の仕組みについては、詳しくないのですが、基本、市区町村運営かと思えますが、都道府県が直接運営している児童館があるかと思えます。

#JIDO サポの事業をさせていただき、かなり、それぞれの児童館でかなり、運営の細やかさや職員の方の子どもたちに対する熱量にばらつきがあります。事情もあるかと思えますが、もし、県の規範的な館があれば、子どもたちへの対応が、平準化されるのではないかと感じています。

県からの回答：

児童館及び放課後児童クラブの環境整備に向けた取組については、実施主体である市町村の整備計画と協調して実施しているところでございます。具体的には、令和7年度には、児童館では3施設において空調設備の改修等、放課後児童クラブでは9クラブの創設・改築経費を支援したところでございます。今後とも、市町村と連携し、こどもが安全・安心して過ごすことができる「場の確保」に取り組んで参ります。

また、その他頂きましたご意見につきましては、今後の施策の推進にあたり参考とさせていただきます。